

## 活動報告

2018/12/26

### 「九条俳句」問題の判決確定と当該俳句掲載についての見解

#### 「九条俳句」問題の判決確定と当該俳句掲載について

2014年6月にさいたま市大宮区の三橋公民館句会サークルの女性が詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句が公民館だよりに掲載されなかった問題で、当初よりわたしたちの会派では「表現の自由」を尊重する立場から、民主党市議団の高野秀樹団長（当時）を中心に教育委員会と市民との話し合いによる解決を求めてきた。


残念ながら当事者間での早期の解決ができず、この問題が司法の場に持ち込まれて以降は双方の訴訟権を配慮し、裁判の経緯を見守ってきたが、このたび、最高裁が高裁の上告を棄却し、「思想、信条を理由に他の俳句と異なる扱いをした」として、市に賠償を命じる判決が確定したところである。

これを受けて、細田教育長は「作者の気持ちに配慮した。」として、当該俳句の公民館だよりへの掲載を決めたことが新聞等で報じられた。

私たちはこの決断を高く評価するとともに、改めて教育委員会としてこれまでの経緯の検証と再発防止に向けた取り組みの徹底を求めるものである。

2018年12月25日

立憲・国民・無所属の会さいたま市議団  
団長 高柳 俊哉

 [「九条俳句」問題の判決確定と当該俳句掲載についてをダウンロード](#)